

■ 4条1項11号

不服 2021-013048

<本願商標>

「BLITHE」(標準文字)

第3類「化粧品」

<結論>

本件審判の請求は、成り立たない。

<原査定理由>

引用商標：「BLYTHE」(標準文字)

第3類「化粧品，かつら装着用接着剤，つけまつ毛用接着剤，洗濯用でん粉のり，洗濯用ふのり，歯磨き，家庭用帯電防止剤，家庭用脱脂剤，さび除去剤，染み抜きベンジン，洗濯用柔軟剤，洗濯用漂白剤，つや出し剤，研磨紙，研磨布，研磨用砂，人造軽石，つや出し紙，つや出し布，靴クリーム，靴墨，塗料用剥離剤」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 商標法第4条第1項第11号該当性について

ア 本願商標について

本願商標は、「BLITHE」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は、「快活な、陽気な」等の意味を有すると共に、「女子の名」を意味する英語である（「ランダムハウス英和大辞典第二版」株式会社小学館発行。（以下「ランダムハウス」という。）。また、当該英語の発音は、「ブライズ」及び「ブライス」である（ランダムハウス）。

そうすると、本願商標からは、「ブライズ」又は「ブライス」の称呼が生じ、「快活な、陽気な」の観念及び「女子の名」の観念が生じる。

イ 引用商標について

引用商標は、「BLYTHE」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は、「女子の名」を意味する英語であり、その発音は、「ブライズ」及び「ブライス」である（ランダムハウス）。

そうすると、引用商標からは、「ブライズ」又は「ブライス」の称呼が生じ、「女子の名」の観念が生じる。

ウ 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標の類否について検討するに、本願商標と引用商標の外観は、上記ア及びイのとおり、いずれも標準文字で表され、6文字のアルファベットからなる英単語である。そして、6文字中、「BL」及び「THE」の5文字を共通にし、相違するのは3文字目の「I」と「Y」のみにすぎない。そして、相違する文字にしても、一見して別異であるとの印象を与えるほど構成上顕著な差異があるものではない上に、視覚上埋没しやすい中間部分に位置することから、両商標は、全体として、見誤るおそれがある構成よりなるものというべきである。

してみれば、両商標は、外観において類似するとみるのが相当である。

次に、称呼についてみるに、本願商標と引用商標は、「ブライズ」又は「ブライス」の称呼を共通にするものである。

さらに、観念についてみるに、本願商標と引用商標は、「女子の名」の観念を共通にするものである。

そうすると、本願商標と引用商標は、外観において類似し、称呼及び観念を共通にするものであるから、これらの外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は、全体として商品の出所について誤認混同を生じるおそれがある類似の商標と判断するのが相当である。

エ 本願商標の指定商品と引用商標の指定商品について

本願商標の指定商品である第3類「化粧品」は、引用商標の指定商品中の第3類「化粧品」と同一の商品である。

オ 小括

以上のとおり、本願商標は、引用商標と類似の商標であって、引用商標の指定商品と同一の商品について使用をするものであるから、商標法第4条第1項第11号に該当する。

(2) まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当し、登録することができない。よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「BLITHE」と引用商標「BLYTHE」は、外観において類似し、称呼及び観念を共通にするものであるから、これらの外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は、全体として商品の出所について誤認混同を生じるおそれがある類似の商標と判断するのが相当である、と判断されました。

まず気になったのが、「BLITHE」や「BLYTHE」の意味合いを正しく想起・認識できる人というのは、いったいどの程度いるのだろうかという点です。少なくとも、一般的な日本人が、両者を「女子の名」と理解するのは難しいのではないかと思います。いかがでしょうか。

また、一般的な日本人が、両商標を審決の言うように適切に読めるのかという点も気になります。あくまで当職の印象ではありますが、「BLITHE」は「ブリザ」、「BLYTHE」は「ブリーザ」とか「ブライザ」と読む人が多いような気がします。

もしも、本事件で、両商標から「女子の名」といった観念は生じることはなく、また、両商標からは上述のような称呼が生じるものと認定されたならば、結論は変わった可能性もあるのではないのでしょうか。

ただ、本審決で注目すべきは、「外観においても類似する」とされている点でしょう。異なる文字の商標同士の外観類似が審決で認定されるのは、かなり珍しいと言えます。一見すると、両商標の差異点である「I」と「Y」は全然違う文字のようにも感じますが、よく見れば下半分のつくりは同じであることから、たとえば商品における表記が小さかったり、にじんだりした場合には、たしかに見間違える可能性はあるのかもしれない。

近年の商標審決の傾向を踏まえると、本審決の判断は少々厳しいようにも感じます。ただ、実際の市場において、両商標が使用された場合の需要者による誤認・混同の可能性が個人的には少々気になりますので、結論については支持したいと考えます。

ちなみに、「Blythe」という人形（ドール）が、我が国でも人気があるようです。ここでの読み方は、「ブライス」のようです。引用商標は、これに関連する登録商標と見受けられます。

（弁理士 永露 祥生）

< 2022年11月2日 >